

水質汚濁に係る環境基準について

環境基準（環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項）

⇒人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準

◎湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）
（昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号別表第 2）

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2, 3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

(注)

自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全

水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2, 3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作, 又は, 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 : コイ, フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作, 又は, 特殊な浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

<釜房ダムの場合>

昭和 4 7 年に県が類型指定

蔵王国定公園, 蔵王高原県立自然公園地域の自然環境保全に必要な地域として, AA 類型に指定
(水道 2, 3 級に該当)

※ 環境基準告示第 4 の 1 において, 水域類型は利水の変更や水質の変化等に伴い適宜改訂するものとされている。